

第7章 計画の評価方法及び進行管理

1 計画の評価方法

「第2章 まちづくりの目標及び方針並びに目指すべき都市の骨格構造」で示した本市におけるまちづくりの目標「都市環境と自然環境が調和した生活の質を高めるまちづくり」を目指し、この目標の実現に向けて、計画目標値を設定します。

計画目標値は、都市活動の主体である市民の目線から、本計画における目指すべきまちづくりの実現度合いを見定めることに主眼を置くこととし、4年に一度実施している「戸田市市民意識調査」と連携した市民の意識に基づく設定をし、その達成状況を把握します。

また、居住機能、都市機能等に関する動向を把握するため、客観的な定量的指標を用いてモニタリングを行い、これらの結果を基に、計画目標値の達成状況の要因、人口密度の急激な変化等による居住機能・都市機能・公共交通に対する影響等を検証することにより、計画の評価を行います。

次ページに計画目標値及びモニタリング指標を示します。

(1) 中心拠点の形成に関する計画目標値及びモニタリング指標

①計画目標値

鉄道3駅を中心とした都市機能誘導区域における誘導施策の実施により、各種生活利便施設の立地が促進され、行政、商業、医療・福祉施設等の都市機能が集積した拠点としての利便性が高まることとなります。これにより、都市機能誘導区域を訪れる人が増加し、各都市機能誘導区域において、これまで以上にぎわいの創出が期待されます。

そこで、中心拠点の形成に関する計画目標値を次のとおり設定します。

表7-1 中心拠点の形成に関する計画目標値

計画目標値	駅周辺ににぎわいや魅力があると思う市民の割合	
評価基準値	37% (戸田市市民意識調査の結果を基に設定)	2018年度【計画策定時点】
目標値	評価基準値+5%	2028年度【中間時点】
	評価基準値+10%	2038年度【最終目標時点】

②モニタリング指標

都市機能誘導区域における滞留人口や従業人口に関する動向の他、中心拠点のポテンシャルを示す地価の動向等をモニタリング指標として次のとおり示します。

表7-2 中心拠点の形成に関するモニタリング指標

モニタリング指標	対象範囲	出典
滞留人口	都市機能誘導区域	モバイル空間人口統計データ (民間企業等)
従業人口	都市機能誘導区域	国勢調査データ (総務省)
地価、地価変動率	都市機能誘導区域及び市内他地区	地価公示データ (国土交通省)
		地価調査データ (埼玉県)
誘導施設数	都市機能誘導区域及び市内他地区	経済センサス基礎調査 (総務省) 等
駅乗降客数	北戸田駅、戸田駅、戸田公園駅	東日本旅客鉄道 (株) 資料

(2) 市全域における住環境等の向上に関する計画目標値及びモニタリング指標

①計画目標値

市全域において様々な施策を実施することにより、各ゾーンにおいて誰もがそれぞれのライフスタイルやライフステージに応じた希望する暮らしを送り続けることや、操業しやすい環境の向上が可能となります。これにより、各ゾーンにおいて希望する暮らし、営みが行われることで、地域コミュニティの持続・強化や地域の魅力の向上につながり、定住や持続的な操業への意識が増進することが期待されます。

そこで、市全域における住環境等の向上に関する計画目標値を次のとおり設定します。

表7-3 市全域における住環境等の向上に関する計画目標値

計画目標値	住み続けたいと思う市民の割合	
評価基準値	78% (戸田市市民意識調査の結果を基に設定)	2018年度【計画策定時点】
目標値	評価基準値+3%	2028年度【中間時点】
	評価基準値+6%	2038年度【最終目標時点】

②モニタリング指標

人口に関する動向の他、居住誘導区域外における住宅立地の動向、地価の動向、公共交通の利用状況に関する動向等をモニタリング指標として次のとおり示します。

表7-4 市全域における住環境等の向上に関するモニタリング指標

モニタリング指標	対象範囲	出典
人口	居住誘導区域及び市内他地区	国勢調査データ (総務省)
住宅の立地数	居住誘導区域及び市内他地区	税務課資料
地価、地価変動率	居住誘導区域及び市内他地区	地価公示データ (国土交通省)
		地価調査データ (埼玉県)
空き家数、空き家率	全市	まちづくり推進課資料
バス運行本数、バス利用者数	全市 (路線別)	防犯くらし交通課資料
公共交通機関分担率	全市	東京圏パーソントリップ調査データ (東京都市圏交通計画協議会)
公共交通沿線人口カバー率	全市	国際興業 (株) 資料
		防犯くらし交通課資料
		国勢調査データ (総務省)

2 計画の進行管理

本計画は、Plan（計画の策定）－Do（実行）－Check（評価）－Act（見直し）によるPDCAサイクルの考え方に基づいて20年後の都市を展望しつつ、おおむね5年ごとに計画を評価し、適切に進行管理を行うものとします。

計画運用開始後は、計画の評価・見直し等に向け、随時社会情勢、モニタリング指標等に関する情報収集を行い、計画目標値、モニタリング指標、施策の達成状況等による計画の評価を行うとともに、社会情勢の変化、上位・関連計画の改定等を総合的に分析し、計画の見直し方針を定めます。また、おおむね5年目に戸田市都市計画審議会における意見も踏まえ、必要に応じて誘導区域、誘導施設、誘導施策等の変更をはじめとした本計画の見直し及び関連する都市計画の見直しを行います。

図7-1 PDCAサイクルのイメージ

